

# 申請の仕方、受理の方法がこの1冊でわかる！ 知識・手続を確認できる申請書記載例も多数収録



# 改正相続法における 登記実務と 遺言書保管手続 Q&A 配偶者居住権・自筆証書遺言

後藤浩平 著

2021年4月刊 A5判 340頁 定価3,850円(本体3,500円) 978-4-8178-4726-3 商品番号:40870 略号:改登遺

- 配偶者居住権・遺言書保管手続など、改正相続法下での登記実務・自筆証書遺言の保管手続実務などを87問のQ&Aで分かりやすく解説。

## 【設問抜粋】

- Q 第三者に居住建物の使用又は収益をさせることに基づく登記  
配偶者居住権者が第三者に居住建物の使用又は収益をさせる場合には、どのような登記をすることになりますか。
- Q 遺言書情報証明書交付時の通知  
遺言書情報証明書が交付されたときは、受遺者及び遺言執行者等に何らかの連絡がされるのですか。

## 【収録内容】

### 第1編 相続法改正後の不動産登記手続

- 第1章 配偶者居住権の概要と登記手続
- 第2章 配偶者短期居住権
- 第3章 遺産分割に関する改正の概要と登記手続
- 第4章 遺言制度に関する改正の概要
- 第5章 遺留分制度に関する改正の概要と登記手続
- 第6章 相続の効力等に関する改正の概要と登記手続
- 第7章 特別の寄与に関する改正の概要と登記手続

### 第2編 遺言書保管法による申請・保管手続

- 第1章 遺言書保管法の概要
- 第2章 遺言書の保管の申請手続等
- 第3章 遺言書保管所における遺言書の保管手続等
- 第4章 遺言書情報証明書の交付等
- 第5章 遺言書保管事実証明書の交付等
- 第6章 手数料
- 第7章 遺言書保管所に備える帳簿
- 第8章 関係法令の適用除外及び審査請求

## 【記載例9】 遺言書保管事実証明書の交付請求書

記載例9-1号様式(第4-2条第1項別紙)	請求年月日 令和 3年 6月 1日
請求年月日 令和 3年 6月 1日	
遺言書保管事実証明書の交付請求書	
【請求人欄】請求人の氏名、住所等を記入してください。(文書的外見様式で「遺言書保管事実証明書の交付請求書」の上部に記入して下さい。)また、請求人印(印)には必ず捺入して下さい。	
請求人の性別	□ 男性 □ 女性
請求人の 配偶者の有無	□ 有 □ 无
請求人の 出生年月日	乙山 順子
請求人の 性別	□ 男 □ 女
請求人の 配偶者の有無	□ 有 □ 无
請求人の 出生年月日	乙山 順子
請求人の性別	□ 男 □ 女
請求人の配偶者の有無	□ 有 □ 无
請求人の出生年月日	乙山 順子
【記載例9-2号様式】	
【記載例9-3号様式】	

遺言書保管事実証明書の交付の請求書の様式と記載事項  
Q80 遺言書保管事実証明書の交付の請求書の様式及び記載事項について、説明してください。

A 遺言書保管事実証明書の交付の請求書の様式は、遺言書保管者別記第10号様式(同省令別記第1号様式により、また、その記載事項は、同省令43条2項を準用する同省令33条2項で定める事項です)。

## 【解説】

遺言書保管事実証明書の交付の請求書は、遺言書保管者別記第10号様式(次頁以下参照)によるものとされ(同省令43条2項)。記載事項については、関係登記人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方法を定めた同省令33条2項の規定が準用されていますので(同省令43条2項)、その詳細については、Q72の解説1を参照してください。

なお、遺言書保管事実証明書は、関係遺言書の保管の有無を証明するものですから、全ての登記人の氏名及び住所(同省令43条2項5号)を記載する必要はないと言えます(同省令43条2項5号)。

また、関係遺言書保管登記通知(同省令48条、Q75参照)の写しが添付された場合は、遺言書の特定ができる。かつて、遺言者が死亡していることは明らかですから、同省令33条2項4号に掲げる登記の最終の住所、本籍(外国人にあっては、国籍)及び死の年月日を記載する必要があります(同省令44条2項)。

## 【資料】

### 【資料1】 遺言書保管登記・政令・省令・準則別表

(資料)	(資料)
第1条 この法律は、法律施行(法律施行の文開示の日)の翌日から起算して6ヶ月を超過する期間内に配偶者の配偶権をめぐる問題(以下「配偶権問題」といふ。)の発生する登記の手続の規範として定めることを目的とする。	第1条 この法律は、法律施行における遺言書の保管登記の手続の規範として定めることを目的とする。
第2条 遺言書の保管に関する事務は、法務省令(法務省令による登記の手続の規範)、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第2条 遺言書の保管登記の手続の規範等を定めるものとする。
第3条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第3条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。
第4条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第4条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。
第5条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第5条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。
第6条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第6条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。
第7条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第7条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。
第8条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第8条 法律に付する登記の手続の規範等に於ける登記規範の範囲内に於けるものとする。

遺言書保管法・政令・省令・準則の対照表を収録！

資料	資料
第1条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第1条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第2条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第2条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第3条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第3条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第4条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第4条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第5条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第5条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第6条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第6条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第7条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第7条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。
第8条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。	第8条 遺言書の保管登記の手続の規範等は、法務省令による登記の手続の規範等(以下「登記規範」といふ。)の範囲内に於けるものとする。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

ツイッターID:@nihonkajo